

「令和4年度「干しのり」「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入割当てについて（案）」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	<p>昨年に引き続き、今年も韓国無糖味付け海苔枠が大幅に増えましたが、無糖味付け海苔枠と比べ、韓国調製品枠があまり増えてないようです。 韓国調製品枠の需要も大きいので韓国無糖味付け海苔枠と同様に大幅に増やしてほしいです。</p>	<p>御意見をいただいた「無糖の味付けのり」や「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」については、毎年度品目毎にそれぞれ、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう、品目を所管する水産庁と協議した上で配分量（輸入割当限度数量）を定めております。その結果として、令和4年度は2品ともに配分量が増えております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。</p>
2	<p>無糖の味付け海苔に比べて調製品の増加量が明らかに少ない。無糖118%（韓国のみ）、調製品105.6%（中国産他を含んだ上での比率）。 韓国産調製品の枠は毎年全量取られており、市場も大きく拡大している状況下で、枠が完全に不足している。無糖だけが大幅に増えるのは大きな違和感がある。市場性を考えても無糖と調製品の増加率は同程度にするべきである（無糖が118%増えるなら調製品も118%増）。枚数の再考をお願いしたい。</p>	<p>御意見をいただいた「無糖の味付けのり」や「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」については、毎年度品目毎にそれぞれ、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう、品目を所管する水産庁と協議した上で配分量（輸入割当限度数量）を定めております。その結果として、令和4年度は2品ともに配分量が増えております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。</p>
3	<p>需要者割当ての制度について。現在は韓国の業者に割り振られたものを契約できた分だけが自社の枠としてもらえるやり方になっている。これだと次年度に契約できなかった分については枠が取れなくなり、大幅に減ることになる。これでは安定的に枠を確保することができない。商社枠と同じようにまずは実績に応じて割振りするようにできないか。または希望数量を申し込み、それに対して割振りを検討するやり方でできないか。 現状のやり方だと韓国側の業者を守る制度になっており、日本企業は大きなリスクを背負う可能性があることになっている。やり方の改善を強く希望したい。</p>	<p>「干しのり」「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の需要者割当てについては、水産庁長官から発注限度内示書を受けた団体が、入札会・商談会等を通じて個々の需要者に配分を行っていることと承知しております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。</p>
4	<p>調製品で韓国以外が対象のA2の枠は毎年余っている。今年も残枠が5,600万枚以上あり、恐らく使われない状況だと思われる。逆に韓国のA1枠については増枠分が抽選となっているが、1回目の抽選で外れた業者は全く増やせない状況となっており、完全に不足している状況である。同じ調製品の枠なのに韓国産は欲しくても取れず、その他の国のものは余っているのではバランスが悪いと思われる。A1とA2の配分枚数の調整を検討していただきたい。 また、A2の実績を翌年A1の枠を取る時にカウントすることができている現状、A1とA2を振り分ける必要もないのではないかと。実情に合わせた枠の配分をご検討していただきたい。</p>	<p>輸入割当限度数量は、毎年度品目毎に国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう設定し、商社割当てA1や商社割当てA2といった輸入割当方式別の配分についても過去の申請や消化率の状況等を勘案し、水産庁と協議の上で定めております。 頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

「令和4年度「干しのり」「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入割当てについて（案）」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
5	<p>韓国の調製品について意見を述べさせていただきます。弊社は韓国の調製品需要者枠を使用して韓国から製品を輸入しております。毎年好評をいただき現在では全国12000店舗以上のスーパーの定番棚に陳列されています。また業務用での需要も年々増加しております。その為、毎年需要者枠の増枠を申請しておりますが、満足な結果を得られていません。国内のマーケットでは安定して供給することが必須で欠品することは許されていません。弊社は国産の製品については安定供給を心掛けて実践していますが、残念ながら韓国の製品は枠の不足で満足な供給ができていません。枠の配分は需要者である日本がそれぞれの枠を需要に応じて配分することが本来の姿だと思います。日本での需要はスサビは低迷していますが、無糖枠と調製品枠は大幅に伸長しています。しかし現状は韓国サイドで決められており、無糖枠が大幅に増加して調製品枠の増加はかなり抑えられています。無糖枠と調製品枠の増加率は同等にすべきだと考えます。</p> <p>1.スサビ枠を抑えて無糖・調整品枠を公平公正に増加させてください 2.一定の基準をクリアしたら需要者枠から商社枠に移行できるようにしてください</p>	<p>御意見をいただいた「無糖の味付けのり」や「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」については、毎年度品目毎にそれぞれ、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう、品目を所管する水産庁と協議した上で配分量（輸入割当限度数量）を定めております。その結果として、令和4年度は2品ともに配分量が増えております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。</p>
6	<p>輸出入事務全般に対して、提出書類に法人番号を記載させるべき。</p>	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>
7	<p>1.「輸入割当限度数量」で増加した分（120百万枚）の配分が受給者数、不足状況等の実情に合わず、「需要者割当て」に偏り過ぎており公正、公平なものと言えずは正すべき。 2.「需要者割当て」の受給者の多くは「商社割当て」も受給する重複受給者のため、「需要者割当て」を廃止してもほとんど実害はなく「商社割当て」に一本化するべき。 3.「のりの調製品」の定義を重量比率だけでなく形状等も考慮してより詳細に明確化して欲しい。</p>	<p>各輸入割当方式への配分は、過去の申請や消化率の状況等を勘案し、水産庁と協議の上で定めるところであり、今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。また、頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>